

事務連絡
令和6年3月29日

関係団体の長 殿

富山県土木部長

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の
一部改正について

このことについて、余裕期間制度要領について、下記のとおり一部改正したのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

余裕期間制度試行要領の一部改正

○第6条（契約関係の取扱い）について

- ・工事着手届の提出を廃止する。

○第7条（事務処理要領）について

- ・工事の始末期変更届の提出が不要となる場合を追記する。
（フレックス方式のみ）
- ・工事着手届の提出を廃止する。
- ・着手年月日確認方法の「工事着手届」を「工事工程表」とする。

2 施行時期

令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

（事務担当）

管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係